

第 1 回兵庫県都市農業振興基本計画検討会議 議事要旨

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 12 日（木）13:55～15:45
- 2 場 所 兵庫県中央労働センター 2 階 視聴覚室
- 3 出席者
 - (1) 構成員
三宅座長、井上委員、岩崎委員（代理出席）、小西委員、坂本委員、古河委員（代理出席） 計 6 名
 - (2) オブザーバー
兵庫県農業会議 藤本事務局長、JA 兵庫中央会 小寺協同組織部長、近畿農政局兵庫支局 望月総括農政推進官、神戸市 ほか 8 市農政担当職員
 - (3) 事務局
新岡農政環境部長 ほか 県農政環境部担当職員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 議事
 - ① 兵庫県都市農業振興基本計画検討会議の開催について
 - ② 検討スケジュールについて
 - ③ 都市農業の新たな展開と問題点について
 - (5) 閉会

1 開会挨拶

開会の挨拶として、新岡農政環境部長が、都市農業振興基本法の制定やそれに基づく基本計画の策定を受け、本県でも、平成 22 年に策定した「都市農業推進方針」をさらに発展させた新たな県基本計画の策定を検討しており、各委員からの忌憚のないご意見を賜りたい旨を述べた。

2 議事

(1) 兵庫県都市農業振興基本計画検討会議の開催について

兵庫県都市農業振興基本計画検討会議開催要綱について、事務局から資料 1 をもとに説明した。同要綱に基づき、構成員間で座長を互選した結果、三宅委員が座長に選出され、柴田委員が座長代理に指名された。

(2) 検討スケジュールについて

今後の検討スケジュールについて、事務局から資料 2 をもとに説明し、案のとおり進めることので了承された。

(3) 都市農業の新たな展開と問題点について

都市農業をめぐる情勢の変化や本県における都市農業の現状及び問題点について、事務局から資料3をもとに説明し、構成員から意見を聴取した。

3 閉会挨拶

閉会の挨拶として、田中農政企画局長が、長時間にわたる議論に対するお礼を述べた。

○主な意見

【生産振興】

- ・若い生産者に農業を教えられる人が少ない。また、グループを組めば新たなことにも取り組みやすいが、そのようなことを指導する人も少ない。結果、続けられずに辞めていく人がいる。

【担い手の確保】

- ・市街化区域の方が、後継者が育っていると感じられる。これを受けとめられる制度が必要。
- ・現行の認定農業者制度は所得目標などのハードルが高く、市街化区域の農家が認定を受けることは難しい。大阪府が実施している準認定農業者制度のような、都市農業版の認定農業者制度が必要。小規模な農家や経験の浅い農家のやる気を引き出す仕組みが必要。
- ・阪神間では、認定農業者は少ない。認定農業者となれば、意欲も高まるので、特に若い人など積極的に認定して欲しい。
- ・都市農業者が誇りをもって従事していけることが大切であり、それを支える制度が必要。
- ・かつては、農家がしていたことを今は非農家も含めやっている。若い人や学生など、誰がその土地の農地を守っていくのかといった視点が必要。教育や食の安定供給など、非常に公益的な機能を持っている農地は、農家だけでなく、皆で守り育てるという価値観を作っていくための施策が必要。
- ・近年、農村への関心が高まりUターン等による新規就農が増えているが、こうした人達をもっと都市近郊で受入れられるのではないか。田舎の山奥、中山間よりも身近な都市近郊での就農を後押しする制度があれば、農業をやりたい人との距離が縮まるのではないか。

【都市住民との共生】

- ・農業をしていれば、近隣住民から苦情も出るが、話し合いにより理解は得られる。相互理解が大切。そのためにも、双方の間に入る調整役が必要。

【交流】

- ・体験や交流を通して、農業への本当の理解が生まれる。
- ・地域内や地域間の交流を通して、子どもをはじめ、地域住民が土作りや水の大切さなど、農産物が育まれる環境や背景について、知る・学ぶことが重要。生産者

も積極的に伝える努力が必要。それが、消費者としての安心にも繋がる。

【多様な機能】

- 所帯が増えているニュータウンでは、災害時の避難場所として、公園だけでは十分でなく、周辺農地の活用が有効である。
- イギリスでは、シティファームやコミュニティガーデンなど、町の中の空いている農地に果樹を植えたり、家畜を飼ったりして、それが地域の人が集まる公共スペースとなっている。遊具など子どもの遊ぶ場やカフェなどもあり、皆が集まる公共スペースとして、皆で守り管理していく仕組みがある。

【計画策定】

- 市街化区域内でも、縁辺部と中央部など立地条件により状況は大きく異なる。計画策定にあたっては、立地条件ごとにどのようにしていくのかを検討する必要がある。
- 土地利用型か施設園芸か、さらには、直売所や農家レストランなど、生産や販売を含め、背景や条件により都市農業のあり方は様々に考えられる。
- 市街化区域内の農地が、制度的に位置付けられていないことが問題となっている。例えばドイツなどでは、市民農園やクラインガルテンが、土地利用の用途の一つに明確に位置付けられている。

【税制・生産緑地制度】

- 複数の生産者の農地を生産緑地として指定している場合、一部の生産者が相続に伴い農地を売却した結果、残された農地が 500 m²を下回ると指定が解除される。意欲ある農家が営農を継続するのであれば、引き続き認められるようにすべき。
- 農地の保有に関しては、固定資産税よりも相続税の問題が大きい。伊丹市では不動産経営をしながら農業をしている農家が多く、高額な相続税負担により農地を手放す例が多い。
- 三大都市圏以外でも、固定資産税は大きな負担となっており、生産緑地地区制度の導入を推進すべき。

【その他】

- 土地利用の制度は、容易には変えられないが、継続して国に求めていく、声を上げていくことが必要。